

業務を行う体制の状況

| No. | 適合状況 | 内容 | 対象 |
|-----|---|---|----------|
| 1 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 薬局の開店時間内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。ただし、薬剤師不在時間内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務している。 | 薬局 |
| 2 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における一日平均取扱処方箋数（前年における総取扱処方箋数（前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。）を前年において業務を行つた日数で除して得た数とする。ただし、前年において業務を行つた期間がないか、又は三箇月未満である場合においては、推定によるものとする。）を四十で除して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。）以上である。 | 薬局 |
| 3 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局・店舗にあつては、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局・店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が勤務している。 | 薬局 店舗 |
| 4 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する薬局・店舗にあつては、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局・店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者が勤務している。 | 薬局 店舗 |
| 5 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者から相談があつた場合に、適切に情報の提供又は指導を行うための体制を備えている。 | 薬局 店舗 |
| 6 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数（特定販売のみに従事する勤務時間数を除く。以下同じ。）の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和以上である。 | 薬局 |
| 7 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 一日当たりの薬剤師不在時間は、四時間又は当該薬局の一日の開店時間の二分の一のうちいずれか短い時間を超えない。 | 薬局 |
| 8 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 薬剤師不在時間内は、薬局の管理を行う薬剤師が、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従事者と連絡ができる体制を備えている。 | 薬局 |
| 9 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合に近隣の薬局を紹介すること又は調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻ることに必要な措置を講じる体制を備えている。 | 薬局 |
| 10 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局・店舗にあつては、当該薬局・店舗において要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局・店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上である。 | 薬局 店舗 |
| 11 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局・店舗にあつては、当該薬局・店舗において要指導医薬品又は第一類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局・店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上である。 | 薬局 店舗 |
| 12 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 調剤の業務（調剤のために使用される医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられている。 →「指針」及び「必要な措置として策定することとされた手順書」の写しを添付 | 薬局 |
| 13 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 法第九条の四第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導その他の調剤の業務（調剤のために使用される医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられている。 →「指針」及び「必要な措置として策定することとされた手順書」の写しを添付 | 薬局 |
| 14 | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 該当なし | 医薬品を販売し、又は授与する薬局・店舗にあつては、法第三十六条の四第一項及び第四項並びに第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う薬局・店舗にあつては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられている。 →「指針」及び「必要な措置として策定することとされた手順書」の写しを添付 | 薬局 店舗 |